

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		特定教育・保育施設等に対する監査
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		子ども・子育て支援法
条 項		第 38 条、第 50 条
所 管 課		子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 (電話：048-829-1883)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	「子ども・子育て支援法」及び「さいたま市特定教育・保育施設等監査実施要綱」に基づき、行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合、又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合に行なう。
	備 考	